

定 款

2022 年 10 月 1 日 改正

株 式 会 社 T A K I S A W A

株式会社 T A K I S A W A 定款

第 1 章 総 則

第 1 条 （商 号）

本会社は 株式会社 T A K I S A W A と称する。

英文では TAKISAWA MACHINE TOOL CO., LTD. と表示する。

第 2 条 （目 的）

本会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 工作機械、金属加工機械、特殊産業用機械、一般産業用機械・装置及び包装・荷造機械の製造並びに修理加工
2. 前号各種機械の販売
3. 電子部品の製造装置及び通信機器用部品の開発、設計、製造並びに販売
4. 医療機器及び介護機器の開発、設計、製造並びに販売
5. ガス濃縮機器の開発、設計、製造及び販売
6. 一般電気工事の設計及び施工
7. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他一切の知的財産権の管理運用
8. 前各号に附帯する一切の業務

第 3 条 （本店の所在地）

本会社は本店を岡山県岡山市に置く。

第 4 条 （機関の設置）

本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 5 条 （公告方法）

本会社の公告は電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない理由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

本会社の発行可能株式総数は 1,400 万株とする。

第 7 条（単元株式数及び単元未満株式があるときの買増制度）

1. 本会社の単元株式数は、100 株とする。
2. 本会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を本会社に対して売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、買増請求があるときに、本会社が売渡すべき数の自己株式を有していない場合は、この限りではない。
3. 買増請求をすることができる期間、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規則による。

第 8 条（株主名簿管理人）

1. 本会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。
3. 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにその備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。

第 9 条（株式取扱規則）

本会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

第 10 条（定時株主総会の基準日）

本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 11 条（招集の時期）

本会社の定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

第 12 条（招集権者及び議長）

株主総会は取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第 13 条（議決権の代理行使）

1. 議決権を有する株主は、本会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。
2. 議決権を有する株主又は代理人は代理権を証明する書面を総会ごとに本会社に提出しなければならない。

第 14 条（決議要件）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

第 15 条（電子提供措置等）

1. 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 16 条（取締役の員数と選任）

1. 本会社の監査等委員である取締役以外の取締役は、11 名以内とし、監査等委員である取締役は、7 名以内とする。
2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。
3. 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
4. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 17 条（役付取締役及び代表取締役）

1. 本会社は、取締役会の決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中から社長 1 名、会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
2. 取締役会は、その決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

3. 代表取締役は各自本会社を代表する。

第 18 条（取締役会）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。当該取締役に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に對して発する。
3. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは招集の手続を経ないで開催することができる。
4. 本会社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案をした場合において、当該提案につき、取締役（当該事項について議決に加わることのできる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
5. 前各項のほか取締役会の運営については、取締役会で定めるところによる。

第 19 条（重要な業務執行の決定の委任）

取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 20 条（取締役の任期）

1. 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 21 条（相談役、顧問）

本会社は取締役会の決議によって、相談役及び顧問を定めることができる。

第 5 章 監査等委員会

第 22 条（常勤監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤監査等委員若干名を選定することができる。

第 23 条（招集通知）

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。
2. 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは招集の手続を経ないで開催することができる。

第 24 条（監査等委員会の運営）

前二条のほか監査等委員会の運営については、監査等委員会で定めるところによる。

第 6 章 取締役及び会計監査人の責任免除

第 25 条（損害賠償責任の一部免除）

1. 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の本会社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び会計監査人との間で、任務を怠ったことによる本会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計 算

第 26 条（事業年度）

本会社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 27 条（剰余金の配当）

1. 本会社は、株主総会の決議により、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当」という。）をすることができる。
2. 本会社は、前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

第 28 条（自己株式の取得）

本会社は、取締役会の決議により、市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 29 条（配当金の除斥期間）

本会社の期末配当金又は中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払いの義務を免れるものとする。

附 則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

- 1 本会社は、第 86 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（電子提供措置等に関する経過措置）

- 2 変更前定款第 15 条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後第 15 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 4 前 2 項及び本附則は、2023 年 3 月 1 日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。